

自己評価報告書

平成23年04月13日現在

機関番号：12603

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008年度 - 2012年度

課題番号：20330001

研究課題名（和文） 中国文書行政形成過程の研究

研究課題名（英文） Research on administrative law sources from the Warring State Period, the Qin and the Han

研究代表者

陶安 あんど (Arnd Helmut Hafner)

東京外国語大学・アジアアフリカ言語文化研究所・准教授

研究者番号：80334449

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：中国法制史、行政法、奏讞書、司法文書

1. 研究計画の概要

本研究は、旧中国法の全般的に行政法的な性格に着目し、戦国時代から秦漢時代にかけて文書行政の基本的な枠組みが形成される過程を解明し、それによって、中国固有の視点から「法治」を捉え直す道を開くことを目的とする。具体的には、出土資料に散見する行政文書の史料を収集し、それに基づいて、行政文書自体の構成・保管・流通体制と、文書行政を支える官僚機構の働き方と文書行政特有の社会統制の仕方を分析する。

2. 研究の進捗状況

本研究は、張家山漢簡『奏讞書』において文書様式の原形が多く保存されている点に着目し、奏讞文書を文書行政の研究に活用する一方、他の文書研究の成果を『奏讞書』の研究に応用して、張家山漢簡『奏讞書』の釈文の再検討を行い、また新しい訳注の準備も行ってきた。その結果、従来の釈文において多くの誤釈および配列の誤りを発見し、近くその成果を復旦大学出土文献与古文字研究中心の陳劍教授との共著等の形で公にする予定であるが、成果を纏める過程において、22年度の4月から6月にかけて、上記の出土文献与古文字研究中心のほか、中国政法大学法律文献整理研究所・武漢大学簡帛研究中心等で『奏讞書』の読書会を開き中国の古文字と法制史の多くの専門家と議論を重ねてきた。

その中では、6月に湖南大学岳麓書院を訪問したのが、本研究を大きく躍進させるきっかけとなった。岳麓書院には、現在約2200枚の秦代の簡牘が所蔵され、その三分の二以上が法制関連史料によって占められる。中には、奏讞文書と思われる簡牘は、約250枚あ

り、張家山漢簡よりもさらに遑って、秦代における奏讞制度の運用実態を伝える貴重な史料となっている。しかし、整理小組には、法律専門の研究者がおらず、整理に困っていることを、6月訪問の際整理小組を指揮する陳松長教授に告げられ、相談の結果陶安が整理小組に加わり、奏讞文書の整理を担当することが決まった。その後は研究資源を主としてこれらの文書簡牘の整理に集中的に投入して、現在の段階で約220枚の簡牘の初歩的釈文と配列案を完成している。

そのほかに、投入できる時間はやや限られてはいたが、中国西北出土簡牘文書史料の再検討に向けて、台湾中央研究院歴史語言研究所所蔵居延漢簡の現地調査を二度実施し、主として木簡の形態調査（重量・長さ・形状の測定）に力を注いだ。

3. 現在までの達成度

①当初の計画以上に進展している。

日本の研究者が中国において直接に出土簡牘の整理事業に加わることは史上初めての試みである。本研究の代表者が奏讞文書の整理を担当することは、日中学術交流にとって画期的な意味を持つと同時に、今までの研究成果が国際的にも高い評価を受けていることを物語っている。

4. 今後の研究の推進方策

今後は、研究資源を一層岳麓秦簡奏讞文書の整理と張家山漢簡『奏讞書』との比較研究に集中させ、早期の史料公開と日本語訳注の完成を目指す。これによって当初の研究計画と比べては、研究範囲がやや狭められるが、秦代と漢代初期の二つの史料群の比較によって、奏讞制度の変遷を中心としてより正確

な考察が可能になるのみならず、日本の学界に早く一次史料を齎すとともに、綿密な史料蒐集と正確な史料解説に特徴付けられる日本の中国法制史研究の長い伝統を中国での整理事業に活用し国際的に発信する役割が期待される。

なお、張家山漢簡『奏讞書』と同様に、岳麓書院秦簡の奏讞文書もすでに編集の手を経ており、多少の変形を免れがたい。文書行政の実態を正確に理解するには、居延漢簡のような原文書の分析も欠かすことができないので、今後も引き続き居延漢簡の調査を実施する必要がある。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計9件)

陶安「張家山漢簡《二年律令》簡 121-4 與簡 107-9 編排辯正」(何志華、沈培等編『先秦兩漢古籍國際學術研討會論文集』、社会科学文献出版社、2011年、164-176頁、査読有り)

陶安あんど「上海図書館所蔵の薛允升『唐明律合刻』手稿本について」(法史学研究会第14号、2010年、16-31頁、査読有り)

陶安あんど・「唐律共犯概念再考——大陸法系的な理解から英米法的な理解へと視点をかえて——」(法制史研究第58号、2010年、147-161頁、査読有り)

陶安あんど「絶対的法定刑主義と量刑の物差し——秦律にまで遡る中国伝統刑法の美学に思いを馳せて」(BI第4号、東京大学東洋文化研究所、2010年、3-26頁、査読なし)

陶安「試探“断獄”、“聴訟”与“訴訟”之別——以漢代文書資料為中心」(張中秋編『理性与智慧：中国法律傳統再探討——中国法律史学会2007年國際學術研討會文集』、中国政法大学出版社、北京、2008年、64-78頁)

[学会発表] (計6件)

陶安「中國傳統共犯概念的幾則思考」(國際シンポジウム「秩序・規範・治理——唐律與傳統法文化國際學術研討會」、台湾国立政治大学法学院、台北、2011.02.26)

陶安あんど「秦・漢律の商業的性格について」(法制史学会第61回総会、九州大学、2009.04.19)

陶安「張家山漢簡《二年律令》簡 121-4 與簡 107-9 編排辯正」(香港中文大学、古道照顔色——先秦兩漢古籍國際學術研討會、2009.01.16)

陶安あんど「出土史料で秦漢の法制史を読み直す——文帝刑制改革への過剰評価について——」(AA研フォーラム、東京外国語大学、2008.12.11)

陶安あんど「秦律刑罰体系を通じてみた文帝刑制改革詔」(日本法制史学会東京部会第226回例会、東京大学、2008.11.22)

[図書] (計1件)

陶安あんど『秦漢刑罰体系の研究』(創文社、2009、667頁)

なお、「陶安」とは本研究代表者陶安あんどの中国語氏名表記である。